

鎌総第1460号

令和6年(2024年)9月3日

鎌倉市議会議長

池田 実 様

鎌倉市長 松 尾



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。



事務担当

総務課総務担当 (内線2243)

議会受付番号	文書質問第5号
質問者	長嶋 竜弘 議員
答弁する者	市長 (健康福祉部 市民健康課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項の規定に基づく文書質問第5号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

鎌倉市に情報提供のあった市民の副反応疑い報告が、令和4年12月20日時点で止まっていて報告が上がっていない。副反応疑い報告は医療機関が予防接種法第十二条にもとづき、厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に報告しなければならないが、きちんと実施されているとは考えにくく、憂慮する事態である。

(定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状の報告)

第十二条 病院若しくは診療所の開設者又は医師は、定期の予防接種等を受けた者が、当該定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状として厚生労働省令で定めるものを呈していることを知ったときは、その旨を厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に報告しなければならない。

そして先般、厚生労働省は「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正を8月6日付で通知した。

1 改正の概要

新型コロナワクチン接種後の遷延する症状に関する実態調査等において、ワクチン接種と接種後の症状との因果関係の有無は不明であるが、一部には発症から長期間経過しても回復しない事例等が報告されており、引き続き、新型コロナワクチン接種後の症状について幅広く評価を行っていく必要があることから、ワクチン接種後から発症又は症状が悪化するまでの期間や症状の持続期間が長かった症状についても、必要に応じて報告を検討する旨、連名通知に明記するもの。

副反応疑い報告をきちんと上げて頂く必要がある事を今一度医師会に確認して頂くと共に、新たな改正の内容について、今後どのように対応するのか伺いたい。

2 質問の理由

厚生労働省から8月6日に出された通知は重要案件であり、早急な対応が求められるので。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁

厚生労働省から令和6年8月8日付けで「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の通知が発出されたことから、鎌倉市医師会へ同通知、改正内容、その他オンラインでの報告受付サイトのチラシの送付を行い、会員への周知を依頼したところです。

また、定期予防接種の契約の仕様書にもこの改正内容を盛り込み、副反応疑い報告を適切に行うこと、併せて健康被害救済制度について説明するよう依頼してまいります。